



女性が活躍できる職場づくりを進めた企業に対して
奨励金制度
が、はじまります！

女性活躍の推進に向けた雇用環境整備促進奨励金

本事業は、働く女性の処遇向上や賃金引き上げなど女性の雇用環境整備を図る都内中小企業等の取組を後押しします。

女性が活躍できる職場づくりを
進めた企業に **奨励金** を
支給します。

奨励金の支給要件
※その他の要件につきましてはホームページをご覧ください。



①オンラインセミナーへの参加



②専門家の派遣を受ける

女性活躍の推進に向けた雇用環境整備促進事業
事務局 **03-6633-3638**
(受付時間：平日9:00~17:00)

まずはセミナーにお申込みください
女性活躍 環境整備 検索
<https://joseikatsuyaku.tokyo>



女性活躍の推進に向けた雇用環境整備促進奨励金

奨励金の概要

都内中小企業等で働く女性が活躍する職場づくりを目指す取組を実施した場合に奨励金を支給し、女性従業員の処遇向上や賃金の引き上げを後押しします。

対象事業者

以下の①～④の全てを満たす事業者

- ① 本社または主たる事業所が**東京都内**にあること。
- ② 常時雇用する労働者の数が**300人以下**であること。
- ③ 取組の対象とする雇用管理区分の女性の割合が**4割を下回っている**こと。^{*}
- ④ オンラインセミナーを受講し、支援申請を行い、1回目の専門家派遣を受けていること。



^{*}ただし、下記「支給を受けるには」1(工)(オ)に取り組み場合を除く。

支給を受けるには

3つの取組を実施します

- 1 指定する6か月の取組期間(下記スケジュール参照)中に(ア)～(オ)の取組を新たに実施する。

- (ア) 女性管理職の増加
- (イ) 役職手当の支給対象の女性従業員の増加
- (ウ) 短時間労働者などの非正規従業員でも登用が可能な役職(管理職含む)の新設(女性の非正規従業員が1人以上その役職に就任すること)
- (エ) 短時間労働者などの非正規従業員の社会保険料対象者の増加(女性の非正規従業員を新たに対象者に追加すること)
- (オ) 短時間労働者などの非正規従業員の退職金制度の導入(対象となる非正規従業員に1人以上女性が在籍していること)

- 2 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画及び男女間賃金差異を厚生労働省「女性の活躍推進企業データベース」で公表する。

- 3 女性活躍推進法を踏まえた自社の取組方針等を啓発するため、全ての従業員向けの社内研修を実施する。

セミナー受付

年**500**社

5回 ^{*}各回100社 定員あり
先着順

奨励金

30万円

(1事業者につき1回限り)

事業の流れ

の部分には奨励金支給対象事業者が行う手続きです

第1回 スケジュール

令和6年					令和7年											
5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月		
セミナー申込	セミナー受講	支援申込	支援決定	1 回目 専門家派遣を受ける/ヒアリング	支給申請	審査/支給決定			2 回目 専門家派遣を受ける 3つの取組を実施する 【取組期間】			実績報告	審査/額の確定	口座振替依頼書提出	印鑑証明書	奨励金支給

^{*}詳細は「女性活躍の推進に向けた雇用環境整備促進事業」のホームページをご確認ください。

申込方法

女性活躍の推進に向けた雇用環境整備促進事業のホームページ「セミナー申込フォーム」または、右記二次元コードよりお申込みください。

第1回セミナー開催日時

令和6年 6月18日(火)

13:30～15:00

申込フォームは
こちらから



◆制度融資のご案内

本事業により支給決定を受けた中小企業は、東京都中小企業制度融資「女性活躍推進融資(TOKYO・ウィメン・ビズ・サポート)」の対象となり、信用保証料2/3補助や利率優遇を受けることができます。



◆中小企業退職金共済制度のご案内

中退共制度をご利用になれば、**安心・確実・有利**で、しかも管理が簡単な退職金制度が手軽に作れます。新たに加入する事業主を対象に、掛金月額2分の1(上限5,000円)を加入後4か月目から1年間、国が助成します。短時間労働者の加入者については、上記の額に上乗せして助成されます。

